

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔 令和7年4月22日 〕
閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、令和7年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項**1 中小企業者の受注の機会の増大の意義**

我が国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、政府は、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、物価上昇を上回る賃金上昇を定着させるためには、官公需の発注においても、率先垂範して、受注企業の労務費、原材料費等のコストの増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要がある。

さらに、東日本大震災並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被災した中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き61%、金額が約5兆9,193億円になるよう目指すものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。その上で、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において、スタートアップが重点分野の一つとされていることから、スタートアップ育成の重要性に鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げを視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に取り組むものとする。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和6年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和7年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務並びに物件をいう。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料費やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。あわせて、東日本大震災並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、犯罪対策閣僚会議決定（平成26年12月16日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整合性を確保するものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

（2）官公需情報ポータルサイトによる情報提供

中小企業庁は、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業・

小規模事業者がより迅速かつ的確に入手できるよう、官公需情報ポータルサイトを適切に運用するものとする。

(3) 中小企業基盤整備機構による情報提供

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、官公需法第9条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援するものとする。
- ③ 国等は、中小企業関係団体と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用を努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとする事等を十分検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、調達を費用対効果において優れたものとする事等を検討しつつ、商品等を種類ごとに分離すること、契約期間を一定期間ごとに分割すること等、分離・分割発注を行うよう努めるものとする。
- ② 国等は、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。あわせて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。

② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

④ 国等は、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

また、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和7年3月27日策定）」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（4）調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

（5）知的財産権の取扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

（6）同一資格等級区分内の者による競争の確保

① 国等は、一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受

注機会の増大を図るものとする。

- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、引き続き調達手続における電子的手段の利用に努めるものとする。

(9) 国と地方公共団体が連携した情報共有・交換のための協議会

- ① 中小企業庁は、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連携し、官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。

（注）中小企業庁等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策等について意見交換を行う場。

- ② 国等は、「地域発注者協議会」（注）等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るよう努めるものとする。

（注）発注者間の連携を図るため、地域ブロックごとに組織された協議会。

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

- ① 国等は、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。また、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。
- ② 国等は、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るため、スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議において関係府省庁等で申し合わせた「高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）」の一層の活用に努めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等、地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。
あわせて、関係省庁は、休日の付与、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。
また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記 1（4）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等、積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域における公共工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定めるものとする。

- ⑤ 国等は、災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずることとする。
- ⑥ 国等は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術等及び受注が可能な者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることを留意する。
- ⑦ 国等は、地方公共団体と連携して、発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図る。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ⑧ 国等は、公共工事の発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用等の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記2（2）①に掲げる分離・分割発注を行うこと。
- ④ 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な人件費を確保する

こと、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。
- ② 国等は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者の情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の実現を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標

準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。低入札価格調査制度の対象契約の全部又は一部を未導入の国等の組織にあっては、早急に制度導入について検討を行うこととする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。
また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。
- ③ 国は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の導入とその適切な活用が促進されるよう努めるものとする。
- ④ 低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記（2）に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当

該条項の運用基準を策定しておくものとする。

さらに、発注者である国等は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。

- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

（6）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

国等は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

（1）官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

（2）適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

（3）地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率

的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、上記４（２）に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材、表彰等の行事における記念品等、地域性の高い物品を調達する場合には、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

6 令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記５に掲げる（１）から（４）までと同様の措置を講ずるものとする。

7 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、全ての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するものとする。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、地方推進協議会を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして、地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行うものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できると、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要となるときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- ② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかとなるときは、公募の手続を省略することができることに留意するものとする。

- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。

- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行うものとする。

- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

(2) 新規中小企業者の受注機会増大に向けた契約実績の把握

中小企業庁は、新規中小企業者の受注機会を増大させるため、官公需総実績額に占める新規中小企業者向け契約実績額の比率に応じて、国等から通知を受けた以下の内容について取りまとめ、公表するものとする。

- ① 国等は、官公需総実績額に占める契約比率が3%以上の場合、その具体的な事例を中小企業庁に通知するものとする。

なお、通知できる事例がない場合は、その理由を通知するものとする。

- ② 国等は、官公需総実績額に占める契約比率が3%未満の場合、中小企業庁が公表を行っ

た①の事例を参考に改善策を検討し、その結果を中小企業庁に通知するものとする。

(3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

② 中小企業庁は、地方推進協議会を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供するものとする。

また、地方公共団体の長により認定された商品又は役務の受注機会の増大を図るため、地方推進協議会を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている（協定附属書I表付表3に関する注釈1）。

② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援するものとする。

(2) 官公需適格組合の活用

① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用にも努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。

② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

(3) 国等の契約の基本方針の共有

国等及び国等の地方支分部局等は、国等の契約の基本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努めることとする。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

(単位:億円)

各府省等名	官公需総実績額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	計	
衆議院	14	22	145	181	9	7	41	57	7	68.2	30.6	28.0	31.3	3.70
参議院	4	11	12	28	3	3	4	10	[0]	74.3	28.2	33.2	37.0	0.50
最高裁判所	41	133	224	398	24	81	47	152	4	58.6	61.0	21.0	38.2	1.11
会計検査院	1	[0]	11	12	1	[0]	7	8	3	89.8	94.7	64.1	66.7	27.47
内閣・内閣府	516	837	1,691	3,044	183	416	412	1,011	21	35.5	49.7	24.3	33.2	0.69
デジタル庁	3	[0]	975	978	2	[0]	51	53	18	53.0	91.7	5.3	5.4	1.83
復興庁	1	[0]	2	3	1	0	1	2	[0]	77.3	0.0	41.9	51.6	0.52
総務省	83	3	176	262	24	1	102	127	7	28.4	39.8	58.0	48.4	2.64
法務省	886	174	799	1,859	225	98	201	525	19	25.4	56.6	25.2	28.2	1.05
外務省	12	5	59	76	10	3	34	46	15	79.5	70.1	57.1	61.5	19.52
財務省	181	147	548	877	112	129	292	533	18	61.6	87.7	53.2	60.8	2.06
文部科学省	460	7	91	558	451	5	25	482	2	98.2	72.4	27.4	86.3	0.28
厚生労働省	1,030	83	886	1,999	161	59	264	483	36	15.6	70.2	29.8	24.2	1.79
農林水産省	96	1,502	1,393	2,992	59	991	932	1,982	26	60.9	66.0	66.9	66.2	0.87
経済産業省	24	1	192	217	12	1	103	116	7	52.4	36.4	53.5	53.2	3.03
国土交通省	1,597	22,075	9,486	33,158	681	14,105	3,195	17,981	404	42.6	63.9	33.7	54.2	1.22
環境省	19	78	429	527	9	67	147	223	8	48.1	85.8	34.3	42.4	1.44
防衛省	4,524	10,376	3,166	18,066	2,868	2,893	1,593	7,354	254	63.4	27.9	50.3	40.7	1.40
国計	9,493	35,455	20,286	65,235	4,835	18,859	7,450	31,144	848	50.9	53.2	36.7	47.7	1.30
公庫等計	18,334	9,976	16,406	44,716	8,006	4,460	6,311	18,777	679	43.7	44.7	38.5	42.0	1.52
国等計	27,827	45,432	36,692	109,950	12,841	23,319	13,761	49,921	1,526	46.1	51.3	37.5	45.4	1.39

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が1円以上5千万円未満であることを示す。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額(C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
内閣府所管計	352	66	5,326	5,744	265	64	1,916	2,245	182	75.4	96.7	36.0	39.1	3.17
独立行政法人国立公文書館	43	17	657	716	40	15	143	198	[0]	93.9	87.8	21.8	27.7	0.02
独立行政法人北方領土問題対策協会	46	8	241	294	20	8	202	229	9	44.1	100.0	83.6	77.9	3.12
独立行政法人国民生活センター	74	3	329	406	53	3	215	271	7	71.9	100.0	65.2	66.7	1.60
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	86	0	2,487	2,573	83	0	866	949	102	96.3	0.0	34.8	36.9	3.97
沖縄振興開発金融公庫	103	38	1,612	1,754	69	38	490	597	64	66.7	99.8	30.4	34.0	3.67
復興庁所管計	62	0	487	549	49	0	251	300	2	79.0	0.0	51.6	54.7	0.38
福島国際研究開発機構	62	0	487	549	49	0	251	300	2	79.0	0.0	51.6	54.7	0.38
総務省所管計	14,640	1,040	13,435	29,115	6,337	1,008	5,043	12,388	1,082	43.3	96.9	37.5	42.5	3.72
独立行政法人統計センター	46	5	123	174	25	2	76	103	31	55.3	35.3	61.7	59.2	17.73
国立研究開発法人情報通信研究機構	14,585	1,035	12,804	28,424	6,303	1,006	4,878	12,187	1,044	43.2	97.2	38.1	42.9	3.67
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	9	0	508	517	9	0	89	97	7	95.9	0.0	17.5	18.8	1.42
法務省所管計	53	16	170	239	6	16	130	151	2	10.5	100.0	76.5	63.5	0.80
日本司法支援センター	53	16	170	239	6	16	130	151	2	10.5	100.0	76.5	63.5	0.80
外務省所管計	4,823	1,158	109,376	115,356	3,531	239	39,767	43,536	1,332	73.2	20.6	36.4	37.7	1.16
独立行政法人国際協力機構	4,786	1,126	109,292	115,204	3,510	219	39,730	43,458	1,332	73.3	19.4	36.4	37.7	1.16
独立行政法人国際交流基金	37	32	84	153	21	20	37	78	[0]	55.6	63.2	44.5	51.1	0.05
財務省所管計	28,513	4,812	13,888	47,212	9,175	2,477	3,818	15,469	1,652	32.2	51.5	27.5	32.8	3.50
独立行政法人酒類総合研究所	91	139	295	525	67	128	110	305	10	73.6	91.9	37.3	58.0	1.93
独立行政法人造幣局	10,619	933	3,737	15,288	4,982	479	857	6,318	101	46.9	51.3	22.9	41.3	0.66
独立行政法人国立印刷局	17,803	3,740	9,856	31,398	4,126	1,870	2,850	8,846	1,541	23.2	50.0	28.9	28.2	4.91
文部科学省所管計	1,027,800	240,312	815,383	2,083,495	550,950	137,428	324,252	1,012,630	39,514	53.6	57.2	39.8	48.6	1.90
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	47	127	109	282	30	126	60	216	9	65.2	99.0	55.6	76.7	3.22

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が1円以上50万円未満であることを示す。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
独立行政法人大学入試センター	146	44	387	576	122	41	297	461	8	84.1	94.1	76.9	80.0	1.38
独立行政法人国立青少年教育振興機構	766	685	2,936	4,387	395	600	1,651	2,646	198	51.6	87.6	56.2	60.3	4.52
独立行政法人国立女性教育会館	29	141	195	365	15	137	103	255	71	50.7	97.3	53.0	69.9	19.42
独立行政法人国立科学博物館	242	1,612	1,348	3,202	196	525	512	1,232	273	80.9	32.5	38.0	38.5	8.52
国立研究開発法人物質・材料研究機構	10,005	5,305	2,252	17,563	4,859	1,733	971	7,563	336	48.6	32.7	43.1	43.1	1.91
国立研究開発法人防災科学技術研究所	589	149	4,051	4,789	397	127	1,801	2,325	123	67.4	85.2	44.5	48.5	2.57
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	12,160	2,822	16,099	31,082	4,522	446	8,425	13,393	605	37.2	15.8	52.3	43.1	1.95
独立行政法人国立美術館	839	1,488	3,963	6,289	583	74	1,164	1,821	93	69.5	5.0	29.4	28.9	1.47
独立行政法人国立文化財機構	1,693	522	3,720	5,935	600	376	1,568	2,544	165	35.5	72.1	42.1	42.9	2.78
独立行政法人教職員支援機構	42	72	311	425	37	69	164	269	4	86.7	95.4	52.6	63.2	0.89
国立研究開発法人科学技術振興機構	2,200	929	10,359	13,487	768	605	3,529	4,901	719	34.9	65.1	34.1	36.3	5.33
独立行政法人日本学術振興会	1,427	0	2,213	3,640	74	0	1,075	1,149	38	5.2	0.0	48.6	31.6	1.04
国立研究開発法人理化学研究所	16,583	4,367	19,865	40,816	13,216	1,611	11,586	26,413	2,028	79.7	36.9	58.3	64.7	4.97
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	13,083	1,137	168,253	182,473	3,997	763	15,170	19,929	1,810	30.5	67.1	9.0	10.9	0.99
独立行政法人日本スポーツ振興センター	537	1,303	1,157	2,997	390	642	532	1,564	24	72.6	49.3	46.0	52.2	0.79
独立行政法人日本芸術文化振興会	363	111	2,444	2,918	169	26	959	1,154	21	46.5	23.2	39.2	39.5	0.71
独立行政法人日本学生支援機構	992	480	8,338	9,810	552	178	4,509	5,239	268	55.6	37.1	54.1	53.4	2.73
国立研究開発法人海洋研究開発機構	8,810	584	1,688	11,081	8,452	174	1,101	9,727	96	95.9	29.8	65.2	87.8	0.86
独立行政法人国立高等専門学校機構	19,166	15,874	8,591	43,631	9,794	13,004	4,406	27,204	626	51.1	81.9	51.3	62.4	1.43
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	114	396	390	901	25	44	156	225	34	21.6	11.2	40.0	25.0	3.82
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	29,614	5,280	94,343	129,237	11,944	2,651	49,140	63,735	4,586	40.3	50.2	52.1	49.3	3.55
国立大学法人北海道大学	27,469	2,441	11,786	41,696	11,727	1,415	4,225	17,367	260	42.7	57.9	35.8	41.7	0.62
国立大学法人北海道教育大学	1,568	282	893	2,744	735	266	423	1,424	110	46.8	94.3	47.3	51.9	4.00

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
国立大学法人室蘭工業大学	861	133	534	1,528	528	131	201	860	16	61.3	98.5	37.6	56.3	1.02
国立大学法人北海道国立大学機構	1,743	1,715	1,099	4,556	994	1,698	699	3,390	45	57.0	99.0	63.6	74.4	0.99
国立大学法人旭川医科大学	13,268	273	4,189	17,730	4,148	144	1,398	5,689	368	31.3	52.7	33.4	32.1	2.08
国立大学法人弘前大学	15,941	3,275	6,232	25,449	7,276	2,842	3,441	13,559	98	45.6	86.8	55.2	53.3	0.39
国立大学法人岩手大学	1,026	573	1,593	3,193	709	539	600	1,847	56	69.0	93.9	37.6	57.8	1.75
国立大学法人東北大学	45,056	8,036	21,726	74,818	20,130	4,048	9,244	33,421	1,804	44.7	50.4	42.5	44.7	2.41
国立大学法人宮城教育大学	369	442	369	1,180	242	254	284	780	22	65.7	57.4	77.0	66.1	1.87
国立大学法人秋田大学	14,412	2,046	4,761	21,219	5,135	1,001	1,577	7,713	48	35.6	48.9	33.1	36.4	0.22
国立大学法人山形大学	13,046	2,594	8,083	23,723	12,132	2,496	2,895	17,523	217	93.0	96.2	35.8	73.9	0.91
国立大学法人福島大学	621	780	401	1,802	518	367	305	1,190	43	83.5	47.0	76.0	66.0	2.37
国立大学法人茨城大学	1,095	1,087	1,543	3,724	727	1,046	680	2,453	53	66.4	96.2	44.1	65.9	1.41
国立大学法人筑波大学	16,830	4,433	15,512	36,774	6,346	1,983	5,408	13,738	2,497	37.7	44.7	34.9	37.4	6.79
国立大学法人筑波技術大学	235	167	228	630	132	162	118	411	13	56.1	97.0	51.5	65.3	2.06
国立大学法人宇都宮大学	847	321	1,036	2,204	646	297	736	1,679	11	76.3	92.2	71.1	76.2	0.51
国立大学法人群馬大学	17,717	1,332	6,884	25,933	12,378	1,246	3,527	17,151	137	69.9	93.5	51.2	66.1	0.53
国立大学法人埼玉大学	1,109	765	1,380	3,255	651	539	575	1,764	37	58.7	70.4	41.6	54.2	1.14
国立大学法人千葉大学	26,143	3,546	9,986	39,675	20,364	1,298	7,114	28,777	558	77.9	36.6	71.2	72.5	1.41
国立大学法人東京大学	25,496	14,301	25,639	65,436	16,356	6,590	10,884	33,831	2,926	64.2	46.1	42.5	51.7	4.47
国立大学法人東京医科歯科大学	29,002	1,910	11,569	42,481	6,527	845	3,123	10,495	258	22.5	44.2	27.0	24.7	0.61
国立大学法人東京外国語大学	244	384	704	1,332	162	377	241	781	49	66.5	98.2	34.2	58.6	3.70
国立大学法人東京学芸大学	442	800	1,194	2,436	284	717	547	1,547	65	64.2	89.6	45.8	63.5	2.68
国立大学法人東京農工大学	3,547	1,045	1,541	6,133	2,520	989	1,262	4,771	33	71.0	94.7	81.9	77.8	0.55

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
国立大学法人東京藝術大学	724	1,330	866	2,920	601	465	600	1,666	14	82.9	34.9	69.4	57.0	0.48
国立大学法人東京工業大学	8,953	2,504	7,805	19,262	5,613	1,713	2,713	10,039	282	62.7	68.4	34.8	52.1	1.47
国立大学法人東京海洋大学	1,533	757	619	2,908	1,154	647	304	2,105	40	75.3	85.5	49.1	72.4	1.38
国立大学法人お茶の水女子大学	761	157	1,154	2,072	468	152	660	1,280	242	61.5	96.5	57.2	61.7	11.69
国立大学法人電気通信大学	1,482	1,132	893	3,506	1,001	1,118	661	2,779	89	67.5	98.8	74.1	79.3	2.55
国立大学法人一橋大学	752	513	1,515	2,779	366	467	928	1,761	35	48.7	90.9	61.2	63.3	1.27
国立大学法人横浜国立大学	2,961	891	1,469	5,321	2,494	790	1,208	4,491	142	84.2	88.6	82.2	84.4	2.67
国立大学法人新潟大学	15,778	1,589	9,114	26,482	11,742	1,483	4,003	17,228	51	74.4	93.3	43.9	65.1	0.19
国立大学法人長岡技術科学大学	1,519	1,226	465	3,211	1,090	494	287	1,870	196	71.7	40.3	61.6	58.2	6.11
国立大学法人上越教育大学	336	561	433	1,330	262	382	301	945	[0]	78.0	68.1	69.4	71.0	0.03
国立大学法人富山大学	14,468	1,589	4,413	20,470	7,258	1,535	2,043	10,836	272	50.2	96.6	46.3	52.9	1.33
国立大学法人金沢大学	18,346	3,465	5,510	27,322	10,237	1,300	3,524	15,062	104	55.8	37.5	64.0	55.1	0.38
国立大学法人福井大学	12,436	1,164	6,572	20,172	4,753	1,116	2,591	8,461	6	38.2	95.9	39.4	41.9	0.03
国立大学法人山梨大学	14,494	2,473	4,949	21,915	9,598	2,454	2,628	14,680	350	66.2	99.2	53.1	67.0	1.60
国立大学法人信州大学	18,920	3,988	9,263	32,172	9,436	1,363	3,379	14,178	153	49.9	34.2	36.5	44.1	0.48
国立大学法人静岡大学	1,569	2,078	2,439	6,087	1,297	1,520	1,237	4,053	54	82.6	73.2	50.7	66.6	0.89
国立大学法人浜松医科大学	15,854	2,620	3,231	21,706	6,172	1,497	1,776	9,445	283	38.9	57.1	55.0	43.5	1.30
国立大学法人東海国立大学機構	49,487	9,002	18,211	76,700	14,861	3,199	6,935	24,995	431	30.0	35.5	38.1	32.6	0.56
国立大学法人愛知教育大学	813	933	666	2,412	307	823	347	1,477	5	37.8	88.1	52.1	61.2	0.20
国立大学法人名古屋工業大学	1,614	704	1,320	3,637	1,407	580	651	2,638	79	87.2	82.5	49.3	72.5	2.18
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,052	194	1,039	2,285	538	144	559	1,241	80	51.1	73.9	53.9	54.3	3.49
国立大学法人三重大学	9,411	1,893	4,820	16,124	2,887	1,865	2,106	6,858	130	30.7	98.5	43.7	42.5	0.80

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が1円以上50万円未満であることを示す。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額(C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
国立大学法人滋賀大学	380	463	441	1,284	249	462	237	947	110	65.4	99.6	53.8	73.8	8.58
国立大学法人滋賀医科大学	14,280	3,975	3,930	22,184	5,338	1,683	1,243	8,264	238	37.4	42.3	31.6	37.3	1.07
国立大学法人京都大学	38,785	18,534	34,343	91,661	29,415	7,350	16,372	53,137	6,670	75.8	39.7	47.7	58.0	7.28
国立大学法人京都教育大学	245	540	570	1,356	196	540	255	992	4	80.2	100.0	44.7	73.1	0.28
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,156	972	991	3,119	1,040	947	263	2,251	172	89.9	97.4	26.6	72.2	5.51
国立大学法人大阪大学	44,092	16,747	25,198	86,037	32,235	2,571	13,013	47,819	1,997	73.1	15.4	51.6	55.6	2.32
国立大学法人大阪教育大学	473	171	753	1,397	213	164	450	826	70	45.0	96.0	59.7	59.2	5.01
国立大学法人兵庫教育大学	409	620	786	1,815	272	601	580	1,454	15	66.4	97.0	73.8	80.1	0.83
国立大学法人神戸大学	25,558	2,180	13,201	40,939	15,799	2,149	8,168	26,117	174	61.8	98.6	61.9	63.8	0.43
国立大学法人奈良国立大学機構	595	546	902	2,042	387	544	279	1,210	13	65.1	99.6	31.0	59.3	0.64
国立大学法人和歌山大学	541	785	937	2,262	453	778	286	1,518	35	83.8	99.2	30.6	67.1	1.56
国立大学法人鳥取大学	12,547	1,098	7,258	20,903	8,526	1,041	3,954	13,521	36	68.0	94.8	54.5	64.7	0.17
国立大学法人島根大学	12,260	3,188	4,819	20,267	6,415	3,116	1,437	10,967	335	52.3	97.7	29.8	54.1	1.65
国立大学法人岡山大学	27,406	806	7,410	35,622	13,287	760	2,896	16,943	153	48.5	94.3	39.1	47.6	0.43
国立大学法人広島大学	26,639	3,678	5,855	36,172	14,182	1,567	3,831	19,580	600	53.2	42.6	65.4	54.1	1.66
国立大学法人山口大学	16,584	2,740	6,868	26,192	5,890	683	4,742	11,315	337	35.5	24.9	69.0	43.2	1.29
国立大学法人徳島大学	17,242	1,684	4,870	23,796	8,831	1,616	2,954	13,401	118	51.2	95.9	60.6	56.3	0.49
国立大学法人鳴門教育大学	344	476	271	1,092	216	426	250	891	44	62.6	89.4	92.3	81.7	3.99
国立大学法人香川大学	12,149	1,143	3,838	17,131	11,071	1,138	3,215	15,425	437	91.1	99.5	83.8	90.0	2.55
国立大学法人愛媛大学	15,547	2,113	4,029	21,689	10,933	1,807	2,609	15,349	64	70.3	85.5	64.8	70.8	0.30
国立大学法人高知大学	11,020	4,564	4,734	20,318	7,422	1,612	2,249	11,283	142	67.3	35.3	47.5	55.5	0.70
国立大学法人福岡教育大学	241	307	737	1,285	97	306	236	639	0	40.4	99.6	32.0	49.7	0.00

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
国立大学法人九州大学	45,383	3,879	16,208	65,469	23,421	3,648	11,111	38,181	697	51.6	94.1	68.6	58.3	1.06
国立大学法人九州工業大学	997	782	1,680	3,459	651	700	836	2,187	104	65.3	89.5	49.8	63.2	3.01
国立大学法人佐賀大学	14,380	2,044	4,001	20,425	8,104	1,501	1,835	11,441	31	56.4	73.4	45.9	56.0	0.15
国立大学法人長崎大学	18,931	1,608	7,027	27,565	7,007	1,122	2,773	10,902	349	37.0	69.8	39.5	39.5	1.26
国立大学法人熊本大学	21,286	2,895	7,417	31,598	7,398	2,838	4,231	14,468	221	34.8	98.0	57.0	45.8	0.70
国立大学法人大分大学	12,856	1,011	4,145	18,012	5,114	902	2,155	8,171	26	39.8	89.2	52.0	45.4	0.15
国立大学法人宮崎大学	15,218	2,253	6,658	24,129	13,239	2,252	3,759	19,250	76	87.0	100.0	56.5	79.8	0.32
国立大学法人鹿児島大学	17,376	1,733	5,028	24,138	5,077	1,604	2,431	9,111	113	29.2	92.5	48.3	37.7	0.47
国立大学法人鹿屋体育大学	239	315	269	823	174	309	139	622	5	73.1	98.0	51.7	75.6	0.56
国立大学法人琉球大学	11,787	13,980	3,685	29,451	11,385	5,327	2,485	19,196	149	96.6	38.1	67.4	65.2	0.50
国立大学法人政策研究大学院大学	284	0	716	1,000	64	0	238	302	77	22.5	0.0	33.2	30.2	7.74
国立大学法人総合研究大学院大学	135	129	223	487	102	119	116	337	2	75.5	91.9	52.2	69.2	0.38
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	840	40	1,875	2,755	513	34	935	1,482	9	61.1	85.8	49.8	53.8	0.33
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,374	74	1,082	2,530	744	60	426	1,229	20	54.2	81.1	39.3	48.6	0.79
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	957	262	2,707	3,927	587	232	1,726	2,545	61	61.3	88.5	63.8	64.8	1.56
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4,864	644	5,810	11,319	2,625	578	1,842	5,045	72	54.0	89.7	31.7	44.6	0.63
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	6,237	3,561	13,922	23,720	3,864	3,450	3,205	10,519	268	62.0	96.9	23.0	44.3	1.13
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	2,407	290	12,494	15,191	1,542	256	4,499	6,297	548	64.1	88.2	36.0	41.5	3.60
日本私立学校振興・共済事業団	2,962	605	9,035	12,602	827	289	2,167	3,283	27	27.9	47.7	24.0	26.1	0.21
厚生労働省所管計	645,557	38,075	309,492	993,125	182,730	22,375	113,372	318,476	6,865	28.3	58.8	36.6	32.1	0.69
独立行政法人勤労者退職金共済機構	165	0	1,377	1,542	100	0	447	547	1	60.7	0.0	32.5	35.5	0.06
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,797	8,515	9,620	24,932	4,865	7,256	4,394	16,514	655	71.6	85.2	45.7	66.2	2.63

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
独立行政法人福祉医療機構	68	0	817	885	37	0	98	135	4	54.4	0.0	12.0	15.2	0.41
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	132	240	434	805	113	239	416	768	2	86.0	99.6	96.0	95.5	0.22
独立行政法人労働政策研究・研修機構	63	9	340	413	52	9	84	144	16	81.3	100.0	24.7	35.0	3.80
独立行政法人労働者健康安全機構	98,911	9,741	40,305	148,957	20,056	2,913	14,895	37,864	516	20.3	29.9	37.0	25.4	0.35
独立行政法人国立病院機構	336,774	8,726	120,402	465,902	85,841	5,051	48,281	139,173	1,943	25.5	57.9	40.1	29.9	0.42
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	886	1	8,490	9,376	124	0	1,098	1,222	6	14.0	0.0	12.9	13.0	0.06
年金積立金管理運用独立行政法人	18	0	1,272	1,289	6	0	39	45	8	34.5	0.0	3.0	3.5	0.65
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	2,087	81	2,555	4,723	1,762	45	1,444	3,251	2	84.4	55.6	56.5	68.8	0.04
独立行政法人地域医療機能推進機構	106,974	6,156	63,171	176,300	25,062	4,229	23,510	52,802	1,268	23.4	68.7	37.2	29.9	0.72
国立研究開発法人国立がん研究センター	42,339	1,380	21,681	65,399	30,470	418	5,322	36,211	887	72.0	30.3	24.5	55.4	1.36
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	12,877	18	4,307	17,201	1,922	3	1,839	3,764	110	14.9	15.9	42.7	21.9	0.64
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	5,785	6	3,758	9,549	1,207	6	1,004	2,217	20	20.9	94.4	26.7	23.2	0.20
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	18,584	867	11,341	30,792	7,257	717	5,135	13,108	895	39.0	82.6	45.3	42.6	2.91
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	7,684	684	5,410	13,778	1,414	88	1,616	3,118	67	18.4	12.9	29.9	22.6	0.48
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,997	0	661	3,658	423	0	41	465	149	14.1	0.0	6.2	12.7	4.06
日本年金機構	2,417	1,651	13,554	17,622	2,019	1,400	3,709	7,128	319	83.5	84.8	27.4	40.4	1.81
農林水産省所管計	47,814	52,865	106,282	206,960	15,186	21,028	47,257	83,471	1,573	31.8	39.8	44.5	40.3	0.76
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	458	9	213	680	289	8	177	474	2	63.3	86.9	82.7	69.7	0.24
独立行政法人家畜改良センター	1,824	334	892	3,051	980	326	390	1,695	252	53.7	97.4	43.7	55.6	8.27
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	8,402	4,533	6,511	19,446	5,827	2,745	3,159	11,732	645	69.4	60.6	48.5	60.3	3.32
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	424	389	191	1,004	362	88	133	583	67	85.5	22.5	69.9	58.1	6.63
国立研究開発法人森林研究・整備機構	1,141	410	5,801	7,353	876	293	2,642	3,811	247	76.8	71.5	45.5	51.8	3.35

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
国立研究開発法人水産研究・教育機構	13,190	572	3,848	17,610	2,342	511	2,873	5,727	189	17.8	89.4	74.7	32.5	1.07
独立行政法人農畜産業振興機構	74	0	1,035	1,109	23	0	428	451	2	30.5	0.0	41.4	40.7	0.18
独立行政法人農業者年金基金	39	0	114	153	32	0	26	58	0	81.0	0.0	23.2	37.9	0.00
独立行政法人農林漁業信用基金	260	0	368	628	52	0	72	124	0	20.0	0.0	19.6	19.8	0.00
日本中央競馬会	22,003	46,616	87,308	155,927	4,403	17,057	37,356	58,815	171	20.0	36.6	42.8	37.7	0.11
経済産業省所管計	49,944	28,622	58,580	137,146	25,084	18,435	28,206	71,725	4,194	50.2	64.4	48.1	52.3	3.06
独立行政法人経済産業研究所	81	16	671	768	69	0	334	402	0	84.8	0.0	49.8	52.4	0.00
独立行政法人工業所有権情報・研修館	69	0	807	876	48	0	375	423	59	68.9	0.0	46.5	48.3	6.69
国立研究開発法人産業技術総合研究所	46,315	25,066	28,237	99,618	23,159	16,065	15,412	54,636	2,089	50.0	64.1	54.6	54.8	2.10
独立行政法人製品評価技術基盤機構	796	569	1,506	2,870	601	196	747	1,545	225	75.5	34.5	49.6	53.8	7.83
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	766	351	8,615	9,731	203	310	2,885	3,399	203	26.5	88.5	33.5	34.9	2.09
独立行政法人情報処理推進機構	834	8	4,557	5,399	147	1	1,697	1,844	618	17.6	6.2	37.2	34.2	11.44
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	88	2	708	798	87	2	330	420	5	99.5	100.0	46.6	52.6	0.58
独立行政法人中小企業基盤整備機構	743	2,569	5,319	8,632	664	1,837	3,857	6,358	235	89.3	71.5	72.5	73.7	2.72
独立行政法人日本貿易振興機構	251	41	8,161	8,453	106	25	2,568	2,698	761	42.1	60.9	31.5	31.9	9.00
国土交通省所管計	11,515	627,621	193,396	832,533	5,697	240,611	63,592	309,899	11,161	49.5	38.3	32.9	37.2	1.34
国立研究開発法人土木研究所	1,008	537	2,617	4,162	537	284	1,350	2,171	72	53.3	52.8	51.6	52.2	1.73
国立研究開発法人建築研究所	89	447	816	1,353	74	447	549	1,070	18	83.2	100.0	67.2	79.1	1.31
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	699	752	2,474	3,924	574	749	1,827	3,149	337	82.2	99.6	73.8	80.3	8.59
独立行政法人海技教育機構	739	65	846	1,650	213	64	348	625	29	28.8	97.7	41.1	37.9	1.78
独立行政法人航空大学校	265	5	4,853	5,122	261	5	2,730	2,996	1	98.7	100.0	56.3	58.5	0.02
独立行政法人自動車技術総合機構	3,147	2,311	14,445	19,903	919	1,840	997	3,756	143	29.2	79.6	6.9	18.9	0.72

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)				新規中小 企業者向 け契約実 績額 (C)	B/A (%)				C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		物 件	工 事	役 務	計	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	800	316,253	13,425	330,478	446	94,867	4,346	99,659	956	55.8	30.0	32.4	30.2	0.29
独立行政法人国際観光振興機構	32	0	4,124	4,156	2	0	1,161	1,163	280	6.1	0.0	28.2	28.0	6.73
独立行政法人水資源機構	897	16,321	19,141	36,359	528	12,231	11,458	24,217	31	58.8	74.9	59.9	66.6	0.09
独立行政法人自動車事故対策機構	1,453	86	692	2,231	1,107	28	318	1,453	43	76.2	32.1	46.0	65.1	1.92
独立行政法人空港周辺整備機構	3	122	31	157	2	72	27	100	11	51.3	58.7	85.6	63.9	6.79
独立行政法人都市再生機構	2,142	289,186	96,350	387,678	934	129,967	31,624	162,526	8,991	43.6	44.9	32.8	41.9	2.32
独立行政法人奄美群島振興開発基金	3	[0]	[0]	4	3	[0]	[0]	3	0	80.3	100.0	43.4	78.0	0.00
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	5	0	54	59	4	0	26	30	8	71.2	0.0	48.2	50.2	14.01
独立行政法人住宅金融支援機構	232	1,536	33,529	35,297	93	58	6,830	6,981	241	40.1	3.8	20.4	19.8	0.68
環境省所管計	1,881	3,041	14,322	19,244	1,238	2,319	3,394	6,951	261	65.9	76.2	23.7	36.1	1.35
国立研究開発法人国立環境研究所	1,813	3,041	12,683	17,537	1,184	2,319	3,161	6,664	252	65.3	76.2	24.9	38.0	1.44
独立行政法人環境再生保全機構	68	0	1,639	1,707	55	0	232	287	8	80.6	0.0	14.2	16.8	0.48
防衛省所管計	401	19	423	842	362	19	58	439	37	90.3	100.0	13.7	52.1	4.38
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	401	19	423	842	362	19	58	439	37	90.3	100.0	13.7	52.1	4.38

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和5年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が1円以上50万円未満であることを示す。